

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第129号	
事故等名	貨物船第七大共丸運航阻害	
発生日月時刻	平成20年10月1日18時30分ごろ	
発生場所	愛媛県燧灘高井神島沖	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月15日 広島・地方事故調査官が海難報告書を精査し、過給機竣工証明書を手し、機関長、船舶所有者及び修理会社に対して電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	貨物船 第七大共丸 499トン 135148 株式会社エイワマリン	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	機関長 四級海技士(機関)	
負傷者	負傷者なし	
損傷	主機過給機のノズルリング曲損、デヒューザ亀裂	
事故等の経過	本船は、機関長ほか4人が乗り組み、岡山県水島港を関門港若松区に向けて燧灘を航行中、愛媛県高井神島沖において、平成20年10月1日18時30分ごろ、過給機に異常音が発生したので減速して運転を継続し、10月3日同港若松区に入港した。修理会社が過給機を開放してノズルリングの曲損を発見したが、部品供給が間に合わず、11月中旬の入渠工事が近いのでそのとき修理することとして運航を続けた。 天気は雨、風力1であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし なし あり 微少な異物が主機排気管から過給機に飛び込み、ノズルリングに曲損を与えたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、主機排気管から微少な異物が過給機に飛び込んだため、ノズルリングに当たって曲損等が発生したことによるものと考えられる。	
その他の事項	なし	